

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

銚子市長 越川 信一

市町村名 (市町村コード)	銚子市 (122025)
地域名 (地域内農業集落名)	中央地区 (松岸、垣根、柴崎、四日市場、余山、三宅、赤塚、高野、八祖、寺内、八木北、出戸、小浜南、小浜北、親田、山田、常世田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月18日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域は、家族経営体が多く、60代以上の中心経営体が全体の約5割を占めている。また、中心経営体全体において決まった後継者がいない割合は約6割となっている。このことから、今後は、後継者不足に伴う遊休農地の増加が懸念される。
- ・地域の耕作状況であるが、畑作について、生産量は確保できているものの、経費の上昇に伴い、収益につな够っていない現状がある。また、稲作について、用水の問題および谷津田など地形的条件が不利な農地では生産性が低いため、田の耕作放棄が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在、作付けが行われている露地野菜・施設野菜(キャベツ、大根、トウモロコシ、トマト、スイカ、メロン)及び水稻を中心として、引き続き生産に取り組む。
- ・農業経営規模については、現状維持の意見が多数であるが、経営規模拡大を考える者もいる。
- ・認定農業者のみではなく、意欲のある者が農業を担っていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	617.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	617.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地区域を基本とし、当該農用地区域内に農地w担い手の農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地の集積・集約については、担い手の意向を踏まえながら、必要に応じて進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・地域内の農業を担う者(目標地図に位置付ける者)が農地の集積を行う場合は、農地中間管理機構を活用する。手続き等で農業者の負担にならないよう、連携を図る必要がある。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・用水の環境整備について、今後、検討が必要。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者、新規就農者および規模拡大を考えている担い手を中心に農地を利用していく。 ・地域の労働力が不足しているため、確保に向けた取組の検討が必要である。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①イノシシの被害が生じた場合、有害鳥獣対策協議会と連携を図り対応する。 電気柵の設置(補助事業)により、圃場へのイノシシの侵入を防ぐ。				
③作業効率向上や省力化を図っていくためにスマート農業への取組を検討する。				